

## 千葉大学附属図書館学術情報発信専門委員会内規（案）

### （趣旨）

第1条 この内規は、千葉大学附属図書館運営委員会規程第8条第2項の規定に基づき、千葉大学附属図書館運営委員会に置く学術情報発信専門委員会（以下「専門委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

### （調査・審議事項）

第2条 専門委員会は、次の事項を調査・審議する。

- 一 学術情報発信の推進および支援に関する事。
- 二 学術情報発信に必要なシステムに関する事。
- 三 発信する学術情報の形式、内容等に関する事。
- 四 学術情報発信に伴う著作権の取扱等に関する事。
- 五 その他千葉大学附属図書館における学術情報発信に関する事。

### （組織）

第3条 専門委員会は、次の者をもって組織する。

- 一 附属図書館長
- 二 附属図書館運営委員会から選出された委員3名
- 三 附属図書館事務部長、情報管理課長及び情報サービス課長
- 四 その他専門委員会が必要と認めた者

2 前項第4号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

### （委員長）

第4条 専門委員会に委員長を置き、附属図書館長をもって充てる。

- 2 委員長は、専門委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

### （ワーキンググループ）

第5条 専門委員会から付託された事項について調査・検討するため、ワーキンググループを置くことができる。

2 ワーキンググループに関し必要な事項は、専門委員会がその都度定める。

### （事務）

第6条 専門委員会の事務は、附属図書館情報管理課において処理する。

### （雑則）

第7条 この内規に定めるもののほか、専門委員会の運営に関し必要な事項は、専門委員会が別に定める。

### 附 則

この内規は、平成16年4月1日から施行する。